及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月24日

九州運輸局長　原田　修吾

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「259,700円」を「268,700円」に、「243,250円」を「252,250円」に、「201,100円」を「210,100円」に、「191,800円」を「200,800円」に改める。

２．九州海上旅客運送業最低賃金第４項中、「254,400円」を「263,400円」に、「187,500円」を「197,000円」に改める。

３．九州漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中、「203,300円」を「213,300円」に改める。

**附　則**

この公示は、令和７年５月24日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）の全部を、以西底びき網漁業を含む業種へ拡大し、九州漁業（底びき網）最低賃金として、次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月24日

九州運輸局長　原田　修吾

九州漁業（底びき網）最低賃金

１．適用する地域　九州運輸局の管轄区域

２．適用する使用者

前項の地域内に主たる労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号及び第２号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

３．適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第５項に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

４．適用する期間

底びき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

５．第３項の船員に係る最低賃金額

月額　１人歩船員　200,200円

（月払いとする）

この場合において、１人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、１人歩、１人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

６．最低賃金に算入しない賃金

⑴　通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

⑵　通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

⑶　予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

⑷　１か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

⑸　通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

**附　則**

この公示は、令和７年５月24日から効力を生ずる。